

議案第 1 4 号

瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例（平成 2 1 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 条第 2 5 項」を「第 5 条第 2 7 項」に改める。

(瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例(平成23年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

(瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第40条第2項中「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 （事業）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第27項に規定する地域活動支援センターに関する事業</p> <p>(2) 略</p> <p>第3条から第12条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 略 （事業）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第25項に規定する地域活動支援センターに関する事業</p> <p>(2) 略</p> <p>第3条から第12条 略</p>

第2条による改正

瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略 (事業)</p> <p>第2条 センターの事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第27項に規定する地域活動支援センター事業とする。</p> <p>第3条から第12条 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 略 (事業)</p> <p>第2条 センターの事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第25項に規定する地域活動支援センター事業とする。</p> <p>第3条から第12条 略</p>

第3条による改正

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 略	第2節 略
第5条及び第6条 略	第5条及び第6条 略
(あつせん、調整及び要請に対する協力)	(あつせん、調整及び要請に対する協力)
第7条 略	第7条 略
2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
第8条から第14条 略	第8条から第14条 略
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 略	第15条 略
(1) 略	(1) 略
(2)認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項	(2)認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項
(3)(4) 略	(3)(4) 略
2 略	2 略
第16条から第34条 略	第16条から第34条 略

第3節 略

第3章 略

第1節 略

第2節 略

第38条及び第39条 略

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第 41 条から第 50 条 略

第 3 節 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第3節 略

第3章 略

第1節 略

第2節 略

第38条及び第39条 略

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第 41 条から第 50 条 略

第 3 節 略